

## 新型コロナウイルスワクチン予防接種のお知らせ

新型コロナウイルスに感染すると、疲労感・倦怠感、関節痛、筋肉痛、咳、息切れ、頭痛、抑うつ、嗅覚障害、味覚障害、動悸、下痢、腹痛、睡眠障害、筋力低下などが起こります。

ワクチン接種により、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院等の重症化等を予防する効果が認められています。

新型コロナウイルスワクチンの予防接種は接種を受ける法律上の義務はなく、自らの意思で接種を希望する場合に限り、市の補助対象となります。

**対象者** 富津市に住民登録があり、下記①又は②に該当する方

- ① 65歳以上の方(接種日に65歳に達していること)
- ② 60歳～64歳の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方(身体障害者手帳1級相当の方。※受診時に手帳のコピー又は医師の診断書を提出してください。)

**接種期間** 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

**自己負担** 5,000円(1人1回、令和6年度に限った金額です)

※接種期間中に、市の予診票を2回以上使用した場合、2回目以降の費用は全額自費です。

※生活保護世帯の方は、予診票と一緒に受給証明書を提出することにより無料となります。

証明書発行は、社会福祉課へ問い合わせください。

※震災の被災者で住民票を移さずに本市に避難している方は無料です。

- 接種方法**
- ① 事前に医療機関に予約してください。
  - ② 住所・氏名・年齢が確認できるもの(保険証等)をお持ちください。
  - ③ 接種終了後は、接種済証の交付を受け大切に保管してください。

**他の予防接種との接種間隔**

新型コロナワクチンと他のワクチンとの同時接種については、特に医師が必要と認めた場合に可能ですので、かかりつけ医にご相談ください。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

**その他** 予診票の下段の「希望書の回答及び署名」については、原則自署です。  
(自署が困難な場合の代筆は家族、施設長、後見人のみ可)

## 1. 注意事項

- ① 接種を受ける際は、必ず医療機関に予約をしてください。
- ② 予診票は接種を受ける人が責任を持って記入をしてください。記入漏れがないように準備してください。

## 2. 予防接種を受けることができない人

- ① 本人の意思の確認ができない人
- ② 明らかに発熱(37.5℃以上)のある人
- ③ 非常に重い急性の病気にかかっている人
- ④ コロナウイルスワクチンの成分に対して、重度の過敏症の既往歴のある人
- ⑤ その他、医師が不相当と認めた人

## 3. 予防接種を受ける際に、医師との相談を必要とする人

- ① 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症・凝固障害のある人
- ② 過去に免疫不全と診断された人、近親者に先天性免疫不全症の者がいる人
- ③ 心臓・じん臓・肝臓・血液、その他慢性の病気で治療を受けている人
- ④ 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた人、全身性の発疹等のアレルギーを疑う症状が現れたことのある人
- ⑤ 過去にけいれんを起こしたことがある人
- ⑥ コロナウイルスワクチンの成分に対してアレルギーがある人

## 4. 予防接種後の注意事項

- ① 接種後 30 分間は急な副反応が起こる可能性がありますので、接種を受けた施設でお待ちいただき、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。
- ② 副反応の多くは 24 時間以内に出現しますので、特にこの間は注意しましょう。
- ③ 入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすことは避けましょう。
- ④ 接種当日は激しい運動や深酒など体に負担がかかることは避け、普段通りの生活をしましょう。

## 5. 副反応

新型コロナワクチンの主な副反応として、注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等がみられることがありますが、症状の大部分は接種後数日以内に回復しています。稀な頻度でアナフィラキシー(急性のアレルギー反応)が発生したことが報告されています。

## 6. 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種(予防接種法上の接種)によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)が受けられます。

※その他不明な点は、富津市健康づくり課にお問い合わせください